

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 二 桜 会

## 社会福祉法人二桜会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人二桜会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員及びその他委員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人の主たる所属勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。
- (4) 前各号の他、役員、及び評議員以外で理事長が必要と認める委員等をいう。
- (5) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいい、次号に掲げる費用とは明確に区分されるものである。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 法人は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長に、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 3 評議員に、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 4 常勤役員には、その報酬を支給しない。
- 5 役員等のうち、評議員で地方公共団体職員に対しては、報酬を支給することができる。

### (報酬額の決定)

第3条 役員報酬は、評議員会において別に定める報酬の支給基準に従って算定した額を報酬として決定する。

- 2 役員等の報酬の決定は、評議員会において決議によって定められた総額の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、評議員会で決定するものとする。

### (報酬の年度総額)

第4条 評議員の年度における報酬総額は、定款第8条に基づき決定する。

- 2 役員年度の報酬総額は評議員会で決定し、【別表1】役員報酬に明確にする。
- 3 評議員の年度における報酬総額は、【別表2】評議員報酬に明確にする。
- 4 その他委員の年度における報酬総額は、【別表3】その他委員報酬に明確にする。

(報酬額の支給基準)

第5条 法人の役員等の報酬額は評議員会で決定する。

- 2 役員報酬支給は、理事会、評議員会、監事会等の会議や法人及び施設の実地指導、第三者委員会など法人業務に出席した場合に支給する。
- 3 理事長・業務執行理事の報酬支給は、【別表1】役員報酬に明確にする。
- 4 役員等のうち、評議員で、地方公共団体職員に対しては、報酬を支給することができる。
- 5 非常勤役員に対する報酬基準は、評議員会で決定し【別表1】役員報酬に明確にする。
- 6 評議員に対する報酬等は、定款に定める金額の範囲内において【別表2】評議員報酬に明確にする。
- 7 非常勤役員に対して理事会出席等、評議員に対しては評議員会出席等、その都度、定額を支払うことができる。
- 8 その他理事長が認める委員等への報酬は、【別表3】その他委員報酬に明確にする。

(理事長の勤務形態)

第6条 理事長は、原則として週1回以上出勤して、法人及び施設の運営のための業務を遂行する。

(常勤役員の勤務形態)

第7条 常勤役員で施設職員を兼ねる者は、法人及び施設の運営のための業務を遂行する。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬の支給の時期については、月ごとの報酬等及び費用を合計し、翌月の15日に支給することができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(通勤費)

第9条 公共交通機関を利用した場合は、その実態に応じ通勤費として支給する。

- 2 役員が理事会等に出席のため、自家用車を使用しての通勤費は支給しない。

(費用)

第9条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(旅費等)

第10条 法人業務における出張等の旅費については、社会福祉法人二桜会旅費規程を準用する。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、社会福祉法人二桜会定款の一部変更認可の日より施行する。

平成30年 4月 18日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 社会福祉法人二桜会役員等の費用弁償及び旅費に関する規程

3 この規程は、令和4年 4月 1日 から施行する。

(別紙) 役員報酬額表

(単位：総額 円)

【別表1】 役員報酬

役職	報酬月額	一回の報酬 ／一人	年度総額	備考
理事長	40,000	5,000	600,000	理事会他出席、決済業務等
理事	0	5,000	200,000	理事会出席他
監事	0	5,000	300,000	理事会、評議員会他出席

\*業務執行理事で施設職員には支給しない

【別表2】 評議員報酬

役職	一回の報酬 ／一人	年度総額	備考
評議員	5,000	200,000	定時評議員会、評議員会出席

【別表3】 その他委員報酬

役職	一回の報酬 ／一人	年度総額	備考
他委員	5,000	100,000	選任解任委員会、運営推進会議出席